**平成２６年（フ）第４９９号**
神戸市北区有野台６―21　Ｂ28―203、住民票上の住所神戸市北区八多町附物867番地の23
債務者　久保　絹子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５３７号**
神戸市北区北五葉３丁目８番33―203号
債務者　井上　雅光
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５４６号**
兵庫県三木市加佐118番地の１　キンスイマンションⅡ105号
債務者　定時　知美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５５１号**
神戸市垂水区清水が丘２丁目８番18―1305号、従前の住所兵庫県小野市中町188番地の１　ロイヤルハイツ小野207号
債務者　和田　昭彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５５６号**
神戸市兵庫区下沢通４丁目９番１号
債務者　藤坂セツ子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５７０号**
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地60棟103号
債務者　永未　睦子
法定代理人成年後見人　村上明貴子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５７５号**
神戸市灘区原田通１―３―20―702、住民票上の住所神戸市灘区六甲町２丁目１番６―602号
債務者　新井久美子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７６号**
鳥取県米子市上後藤６丁目13番51号　101号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目６番32号
債務者　影井佐智子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第１９９号**
愛媛県松山市中野町甲640番地、住民票上の住所愛媛県松山市空港通１丁目５番25号　空港荘103号
債務者　本多　正俊
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４１号**
宮崎県都城市郡元町3431番地３
債務者　小松大仁郎
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２６年（フ）第４２号**
宮崎県都城市郡元町3431番地３
債務者　小松　真衣
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２６年（フ）第１８６号**
沖縄県那覇市泉崎１丁目15番25号　ヴィラカディーナ４―Ｂ
債務者　仲程　博一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第３８０号**
愛知県刈谷市一ッ木町７丁目20番地10　コスモ21―206号
債務者　加藤　信之
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１１９号**
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添29番地４、住民票上の住所秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添29番地９
債務者　渡辺　賞子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１３９号**
秋田市飯島道東２丁目３番15号、前住所秋田市土崎港東３丁目２番１号　ＪＲ西アパート123号
債務者　本間八重子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３０号**
兵庫県揖保郡太子町鵤956番地12、従前の住所兵庫県姫路市白浜町丙484番地53ハーモニー三幸Ⅱ　107
債務者　森岡　謙太
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部